

第2回入善町農業委員会議事録

平成23年9月1日午後1時30分から第2回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	4番 長田昭	5番 小澤吉孝
6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成
10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 小森幸久
14番 大井博史	15番 鬼原征彦	16番 米山義隆	18番 若島せつ子

欠席委員 2名

3番 泉征幸 17番 福島信子

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	課長代理	清田和憲
入善町農業委員会	主事	上田安彦
入善町農業委員会	主事	田中優子
入善町農業委員会	主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第5号 農地法第5条の規定による買受適格証明願の意見進達について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。まだまだ暑い日が続いております。週末4日頃に台風12号が富山に上陸する予報ということで、農作物への被害を大変心配しております。

さて、本日の午前中にみな穂農協の中央倉庫竣工式に出席してきました。倉庫内は大変涼しく立派でした。その竣工式の折に聞いた話なのですが、海側を中心に白穂が出ているようです。どうやらニカメイチュウが原因のようですが、どのような経緯で発生したのか、今後の防除はどうするのか、原因の解明と対策が待たれるところです。

少し前の話ですが、8月24日に富山県農業会議総会に出席しました。会長と役員が交代となり、富山市農業委員会会長の田口さんが新会長となりました。副会長は、1人は南砺市農業委員会会長の北田さんが再任され、もう1人は、学識経験者ということで、新任の元富山県農業会議常任参与の久保さんが選出されました。これまで入善町が務めていた監査委員には、新任の上市町農業委員会会長の平井さんと、同じく新任の朝日町農業委員会会長の吉江さんが選出されました。以前から、富山県の中では大きな農地を持つ入善町が、農業会議常任会議員を務めないのだろうかと思っていましたが、今回から入善町は常任会議員となりました。また、今までは、2市町村が常任会議員から外れておりましたが、今回より、常任会議員以外の2市町村もオブザーバーとして参加することになり、全市町村が参加することとなりました。

そして、さっそく8月28日に、第1回目の常任委員会に出席しました。常任委員会で出た話の中で、陸掘りの話が問題にあがりました。陸掘りの一時転用申請は、3,000㎡以上から農業会議で審議されますが、滑川市の委員から陸掘りについての話があり、深さ5mと申請されている陸掘りが、深さ5m以上掘っているとのことでした。陸掘りの深さ等に関しては、土木センターの河川課が所管しており、農業委員会は関与していません。入善町にも陸掘りを行っているところがありますが、これは所有者からお願いした土地であり、入善町では問題は起こっていません。入善町農業委員会としても、これから陸掘りに対して注視していかなければならないと思います。

ちなみに、今回の常任委員会から、富山県町村会の代表として米澤町長が6号会議員となりましたので、今後入善町からは、2人出席となります。

本日、農業委員会終了後に、そのまま全員で農地パトロールを行う予定ですので、よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第2回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。4番長田委員と5番小澤委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇番で、現況地目、公簿地目ともに全て田、面積は2,150㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は、入善町青木〇〇番地の有限会社〇〇です。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている社団法人で、経営規模を縮小したい農家や離農農家などから農地を買い入れ、その農地を担い手農家に売り渡す「農地保有合理化事業」を行っています。

町の農業公社では、農地の貸借に関する農地利用集積円滑化事業（公社通しの利用権）を行っていますが、農地の売買に関しては、県の公社が農地保有合理化事業により行っています。

この事業を利用すると、税制上の特例措置があり、譲渡所得税の800万円の控除を受けることができます。

この申請は、譲渡人である社団法人 富山県農林水産公社の行う農地保有合理化事業を利用して、当該農地近くに在住する認定農業者の有限会社〇〇が農地を買い受け、経営規模の拡大をするものです。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作時間は車を使用して5分で、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員はすべて2年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は通年に渡り農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は301,725㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条の規定による許可申請に係る意見書の確認印は、泉委員からいただいています。

続いて申請番号2番、農地の所在地は、舟見〇〇、舟見〇〇、舟見〇〇、舟見〇〇、舟見〇〇、現況地目、公簿地目ともに全て田、計5筆で合計面積は5,165㎡です。譲渡人は、入善町舟見〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、黒部市宇奈月町〇〇番地の〇〇さんです。譲渡人は、相続によって当該農地を取得しましたが、耕作できないため、以前より当該農地を耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。

続いて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は600mで、通作に支障はないと見込まれること、農作業の従事経験等は25年以上であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は3月から10月まで農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は18,410㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条の規定による許可申請に係る意見書の確認印は、舟見委員からいただいています。以上2件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明です。

申請番号1番は、泉委員と私とで確認してきました。事務局からの説明のとおり、富山県農林水産公社の事業を利用した所有権移転の申請であり、国道8号バイパスのすぐそばのきれいな整形田なので問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

舟見委員

申請番号2番は私が確認しました。譲渡人の〇〇さんの夫が亡くなり農地を相続しましたが、耕作できないので農地を全て委託したいという案件です。問題ないと考え確認印を押しました。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

申請番号2番の譲受人は町外の農家ですが、どのような方でしょうか。認定農業者なのでしょうか。

事務局

認定農業者であるかどうかは確認していませんが、黒部市農業委員会の耕作面積証明による黒部市の経営農地面積と、入善町での耕作面積の合計による全経営面積や、大農具の所有状況、農作業の従事経験などから、ある程度の規模を営んでいる問題のない農家であると判断しました。町外の農家ではありますが、すぐ隣の集落であり、通作に支障はありません。

寺崎委員

通作距離については、どのくらいの範囲までが、適当と認められるのでしょうか。

事務局

以前は制限距離が規定されていまして。しかし、現在の農業では、トラクター等の農機具をトラックに乗せて移動することができるので、制限距離が規定されていません。

議長（鍋嶋 太郎）

私が農業委員になって1年目の時に、利用権設定の通作距離は、40kmまでと聞いた記憶があります。

福澤委員

それは富山市まで通作できる距離ですね。

ところで、今回の所有権移転の場合、固定資産税はどちらの市町村の収入になるのでしょうか。

事務局

入善町の土地ですので、入善町の収入になります。

他人同士の場合は少ないのですが、親戚同士である場合や相続による所有権移転等の場合は、今回のような他市町村の農地取得といった案件があります。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり許可することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第5号、農地法第5条の規定による買受適格証明願の意見進達についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第5号、農地法第5条の規定による買受適格証明願の意見進達について。次のとおり農地法第5条の規定による買受適格者であることの証明願が提出されたので、その審議を求めます。なお、当該物件を落札した場合における所有権移転の許可についても審議を求めます。平成23年9月1日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

まずは、買受適格証明書について説明いたします。

農地等が競売に付され、売却により所有権が移転する場合であっても、農地として利用するのであれば農地法第3条の、宅地等として利用するのであれば農地法第5条の規定による許可が必要です。

その農地法の許可要件を満たしているかどうかを、競売参加時に確認するため、農地等の競売に参加するには、農地法の許可等の権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有していなければならないとなっています。

そこで、買受適格証明願は、農地法第3条または第5条の規定による許可または届出の手続きに準じて行うことになり、第5条による買受適格証明願であれば、通常の転用許可申請と同様に、町農業委員会の意見を付して県に進達する手続きとなります。

続いて申請案件の説明にうつります。申請番号1番、申請地は、入善町入膳下踊場〇〇、台帳地目は田、現況は休耕田、面積は538㎡です。譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、転用の目的は一般住宅敷地、転用形態は所有権移転です。

当該申請地は、平成〇〇年10月20日付けで、譲渡人、入善町上野在住の〇〇さん、譲受人、魚津市在住の〇〇さんで、一般住宅敷地を目的とした所有権移転による転用許可申請が提出され、同年11月4日に開催された農業委員会において審議に付され、同年11月30日付で農地法第5条の規定による県知事の許可済みの農地です。

その後、申請地は、一般住宅敷地という転用許可の目的を一度も達成することなく、諸般の事情により、現在は富山地方裁判所による競売に付されています。

競売の内容は、事件番号、富山地方裁判所、平成22年〇〇第〇〇号で、入札期間は平成23年〇〇月〇〇日から平成23年〇〇月〇〇日、開札期日は平成23年〇〇月〇〇日となっており、今回、その競売に参加するため、申請者の〇〇さんから農地の競売参加に必要な買受適格証明書の証明願の提出があったので、本案件として審議に付されました。

申請者の〇〇さんは、現在、妻、長男、次男の4人で新上野の自己所有住宅に居住していますが、このたび長男が結婚して独立することになり、長男が結婚後に別居するための住宅用地を申請者宅の近隣で探してみたところ、申請地が競売に出ていることを知り、位置的にも面積的にも申請者の住宅建設計画の要件を満たしていることから、競売に参加しようと決意し、今回の買受適格証明願の申請となりました。

申請者が競売に参加して落札した場合には、申請地を申請者が買い受け、長男に使用貸借権の設定をして無償貸与し、住宅は長男が自己資金で建設する計画となっています。

申請地は、公簿面積が538㎡と一般住宅の面積要件500㎡を超えていますが、実測面積は公簿面積の約86%しか存在しないこと、また、形状がほぼ三角形の不整形で、周辺はすでに宅地化されて隣接農地がない状況であることから、仮に面積要件を超えた分を農地として残しても、不整形で矮小な残地を耕作

することが困難であることは疑いようもない事実であり、転用面積の許可基準の例外規定に該当すると認められることから、今回の許可基準面積を超えた申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができること、また、農地の代替性は問われないことから、農地の区分と転用目的、及び代替性については問題がないと認められます。

申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、農地の競売において買受適格証明書を添付して競売に参加し、落札した場合でも、本来は、その後、速やかに農地法第5条の規定による許可申請を提出し、県知事の転用許可を受けて裁判所に提出しなければならないことになっています。

しかし、落札後に通常の手続きで農地法第5条の規定による許可申請をした場合には、許可が出るまで相当の事務処理期間を要するため、裁判所の事務処理にも支障をきたす恐れがあることから、特例として、買受適格証明の審議の際には、併せて農地法第5条の規定による許可申請についても事前に審議しておくことができるようになっており、落札後に改めて農業委員会の審議に付すことを省略して、事務的な処理だけで手続きを済ませることができるようになっています。

よって、本案件については、申請者が当該物件を落札した場合を想定し、農地法第5条の規定による許可についても、あわせて事前の審議を求めるものです。

以上1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

現地確認を行いました。申請地は〇〇住宅の近くで、道路と宅地に囲まれた場所であり、現況は、背丈ほどの雑草が一面に生えていて農地と呼べる状況ではありませんでした。競売物件であり、農地に復旧することが難しいと思われましたので、宅地として有効利用する方が適当であると判断し、確認印を押させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

福澤委員

申請地は、以前農地パトロールを行ったことのある、〇〇の近くのところですね。

事務局

農地パトロールでも見て回った土地であり、県の方でもよく把握している場所ですし、申請者も直接県庁へ出向いて、担当者と事前の協議を済ませています。

米山委員

この案件は、平成〇〇年に農地として農地法第5条の転用申請がされていたと思いますが、当時、当該農地に対して出された農地法第5条の許可はどうなったのでしょうか。

転用許可が出ているのであれば、もう農地には該当しないのではないですか。

事務局

転用許可は残っていますが、許可された事業が実行不可能なので、取り消しの申請等は必要ありません。転用を許可した事業が履行されなかった時点で、許可は取り消しという扱いになります。今回の案件の場合は、許可が下りていますが、許可された事業が実施されないまま競売にかけられ、転用は履行不可能になりましたので、許可取り消しと同じ扱いになります。

寺崎委員

許可を受けた人が、許可の下りた用途に利用するのなら問題ないが、用途も違い、別の人が利用するとなると、計画変更の申請等が必要、ということですね。この案件の場合は、当初の許可は実行不可能ということで権利放棄となるため、別に新たな許可が必要ということですね。

議長（鍋嶋 太郎）

転用の許可が下りた時点で農地ではなくなるのではないのですか。

事務局

農地法第5条の許可を受けた土地は、申請した事業が完了し登記をすることによって、農地ではなくなります。地目変更の登記をするまでは農地ということになりますから、この案件の場合、事業が終わっていないので、まだ農地のままです。

中島委員

これは競売案件ですが、誰も落札する者がいない場合はどうなるのでしょうか。

また、他の市町村の住民で競売に参加を希望する人がいた場合は、他の市町村の農業委員会が買受適格証明の審査をするのでしょうか。

事務局

誰も落札する者がいない場合や、落札しても、申請者が当該農地を買わない、買えないといった場合もあります。このようなケースでは、申請された事業が行われないと転用許可は、やはり取り消し扱いになります。

また、他の市町村の住民で競売への参加を希望する場合でも、対象地が入善町の土地なので、入善町農業委員会で審議することになります。申請地の所在する市町村の農業委員会に、買受適格証明願を提出します。農地法第5条の転用申請であれば、許可は県が出しますが、審議は農地のある市町村の農業委員会で行います。

今回の案件の場合は、今のところこの1件の申請だけであり、今回の農業委員会を逃すともう入札期間に間に合いませんから、おそらく1件だけとなるでしょうが、同じ土地に対して数人が買受適格証明願を提出するということもありえます。その場合、競売に参加する資格に対するの証明なので、全員資格ありと認められれば、全て許可されることもあります。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第5号農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。今回はその他として、寺崎委員に入善町での陸掘りの状況について伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

寺崎委員

新屋地区での陸掘りについて、説明させていただきます。

陸掘りは普通、業者から地権者等をお願いすることが多いです。しかしこの土地は、昔の基盤整備の折に埋めた木の根が腐って陥没した農地であったため、地権者と耕作者から業者に依頼されたものです。

当初から、掘り取る深さが申請どおりかということよりも、変な物を埋められることが心配だったので、定期的にチェックする体制をとっています。また、現在までに、地権者、耕作者、工事業者の3者で、要望を伝える打ち合わせ会を3、4回程度行っています。

陸掘りの深さは10mと聞いていますが、当該地を見たところ、もっと深く掘っていると思います。しかし、入善町では、10mも掘ると必ず地下水が出てくるので、むやみに掘ることはできませんから、問題は起きないと思います。

周辺に発生する問題としては、工事車両が町道を利用しているので、重さによりアスファルトが傷んでいることがあげられます。しかし、今回の工事業者は、傷んだアスファルトや痛んだ路肩の整備等をきちんと行ってくれているため、今のところ地域からのクレームはありません。

予定工期は12月末までとなっていますが、12月末に農地を返還されても一冬おかなければすぐに耕作再開はできないため、土木センターと協議し許可を得ることが前提ですが、田んぼを起こす3月頃までに現状復帰して返還してほしい、と業者に伝えております。下手に急いで返還してもらい、後で地盤沈下等が起きたりすると問題なので、3月までにしっかりした状態で返還してほしいと伝えております。

新屋地区の陸掘りについては以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

ありがとうございました。

陸掘りをした後は、10年間は、農地転用の申請をしても建物を建てることができません。そのような関係もあって、慎重な対応が求められます。

福澤委員

小摺戸地区でも去年まで陸掘りを行っていました。農地パトロールでも見ていただいた〇〇の南側の田んぼ3枚ですが、しっかりと復旧して返還してもらい、今年は稲を植えることができました。工事の際は、話し合いを繰り返し、農業委員会としても常に気を配っていましたので、地権者と地域と業者との信頼関係を築くことができ、特にトラブルはなかったと記憶しています。

鬼原委員

新屋地区の浦山新でも10数年ほど前に陸掘りを行いました。ところが最近になって、その土地で、畦畔が下がるというトラブルが起きています。10年以上も時間が経っているので、今さら業者に文句を言うこともできません。今は畦畔に波板トタンを使用しています。

議長（鍋嶋 太郎）

10mも掘り返すと、やはり土地は下がってくるのですね。

寺崎委員

新屋地区での陸掘りは、今回が2回目です。少し前は、新幹線用のトンネルや高速道路の土を入れるために、陸掘りを行いました。陸掘りから復旧後、その農地にトラクターを入れたのですが、当時はまだ技術がしっかりしていなかったからなのでしょう、大きな石がそのまま入っていたため、土が緩く、トラクターが沈んで動けなくなりました。すぐに業者に連絡して、1年間かけて土砂をいれ、手直しを行いました。このようなトラブルが起きないように、現在、陸掘りを行っている業者には、十分、注意を促しています。今回の陸掘りでは、花房の粘土質の土を入れており、全体としても、以前よりしっかりしていると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

10年後に文句は言えませんね。〇〇建設は、10年前に施行した大家庄の農地が10年経って陥没したため、直してくれていましたが、このようなことができるのは一部の良心的な事業者だけでしょうね。

綿委員

五十里地区など、昔、沢だった所は木の根が多く埋まっているため、耕作が容易ではありません。

酒井委員

陸掘り工事には、工事後何年間は責任を持たなければならないといった補償期間などの定めはあるのでしょうか。

大井委員

陸掘り工事の当初の契約約款には、瑕疵担保の記載事項があります。通常その補償期間は2、3年くらいです。10年経ったらさすがに補償は困難でしょうね。

農業委員会には、農地法第5条による一時転用について許可の責任がありますが、田んぼに入れる陸砂利等工事そのものの許可については、土木センターが行っていますから、陸掘りに係るトラブルは、土木センターに責任があります。運搬地域のことは、その地区の区長さんが中心になって管理すべきです。地域にトラブルや心配があるなら、土木センターに対して区長さんから要望を伝えるべきです。地域の方が、それぞれで直接工事業者に要望すると、責任の所在がはっきりせず、地域と工事業者の間のトラブルの原因となります。

寺崎委員

新屋地区では、土木センターが抜き打ち検査などを行っています。業者も気をつけているようで、とにかくトラブルにならないよう、散水車を用いた土ぼこり対策等なども行ってくれています。

大井委員

このような工事では、完了の際に検収を行います。農業委員会は検収に関与していません。一時転用許可の審議を農業委員会で行っているわけですから、農地に戻す際の検収についても、責任を持って参加するべきではないでしょうか。

また土木センターは、10年経った陸掘りの土地の担保などをしていません。5、6年くらいは、補償をするという内容の誓約書を書いてもらうべきではないでしょうか。

米山委員

工事の事業者が誰かというのは、土地改良区の方で把握しているのですか。

大井委員

土地改良区でも把握していません。ただ、たいいてい事業を行う前に、業者が事前に相談に来られますので、見当はつきます。

寺崎委員

一時転用の申請では、埋め戻しの詳細についても説明されていました。どこから、どの経路で土砂を持ってくるのかまで示されていました。それを見て確認印を押していました。

福澤委員

私が強く言っていたのは、陸掘りの現場から出て行くダンプのタイヤには、泥が付着しているということです。します。この泥が道路に落ちるとクレームにつながるので、トラブルにならないよう目配り、気配り対策をお願いしたいです。小摺戸地区の陸掘りでは、業者をお願いして、毎回しっかり洗ってもらっていました。ですから、大きなトラブルにはなりません。

鬼原委員

農業委員会には直接の関係はないかもしれませんが、山手の地域で陸掘りを行うと地下水への影響はないのでしょうか。なかなか検査等を行うのも難しいと思いますが、地下水をろ過する機能がなくなったりすると問題です。

議長（鍋嶋 太郎）

入善町は名水の町です。地下水に影響がないように、町として調査の必要があるかもしれませんね。各市町村での陸掘りの状況を、県の農業会議で報告することになっておりますので、今回の話をまとめ、来月の農業会議で報告させていただきます。では、討論が尽きたものと認めます。事務局からその他、何かありますか。

事務局

それでは、この後、農業委員会閉会後に合同農地パトロールを行いますのでよろしくお願いします。蛇沢の耕作放棄地と、舟見の耕作放棄地を解消した農地をパトロールしたいと思います。舟見の農地は、そばやとうがらしを植え、とうがらしは4回収穫をしました。今は秋そばを植えています。それを見ていただきたいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第2回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、10月5日水曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時35分）